

催事出店者募集

代官山アドレス・ディセでは催事の出店を募集しています。
商品の販売やプロモーションの場としてご活用ください。

●実施場所

- ・ 2F 吹き抜けスペースA
4.9坪 (W5.8m×D2.55m) ※電気容量：10A

- ・ 2F 吹き抜けスペースB
3.74坪 (W4.8m×D2.55m) ※電気容量：10A

- ・ 2F 吹き抜けスペースC
3.74坪 (W4.8m×D2.55m) ※電気容量：10A

- ・ 1F イートイン横
2.18坪 (W4.5m×D1.60m) ※電気容量：10A

●出店料・出店期間

- ・ 要相談

●留意点

1. ディセ内にある店舗と同一または同一とみなされる業種・業態に関しましてはお断りをする場合があります。
2. 事前にディセをご訪問いただいたうえで施設担当者との面談等をお願いいたします。
3. 新規のお取引は審査をさせていただきます。
4. あらかじめ「催事販売・イベントに関する確認書」「催事出店運用ルール」をご覧くださいませようをお願いいたします。

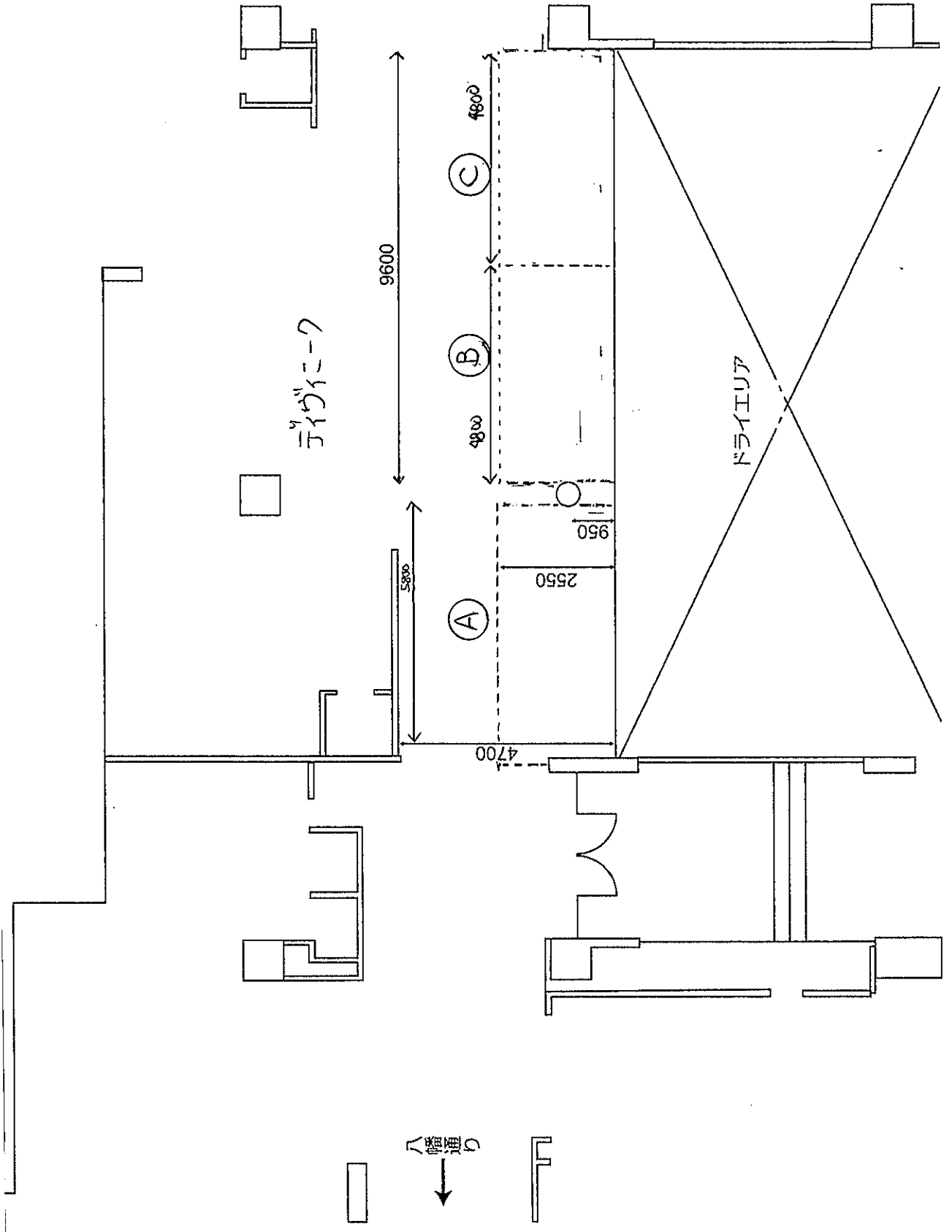
●お問い合わせ

- ・ 代官山アドレス・ディセ店舗管理室

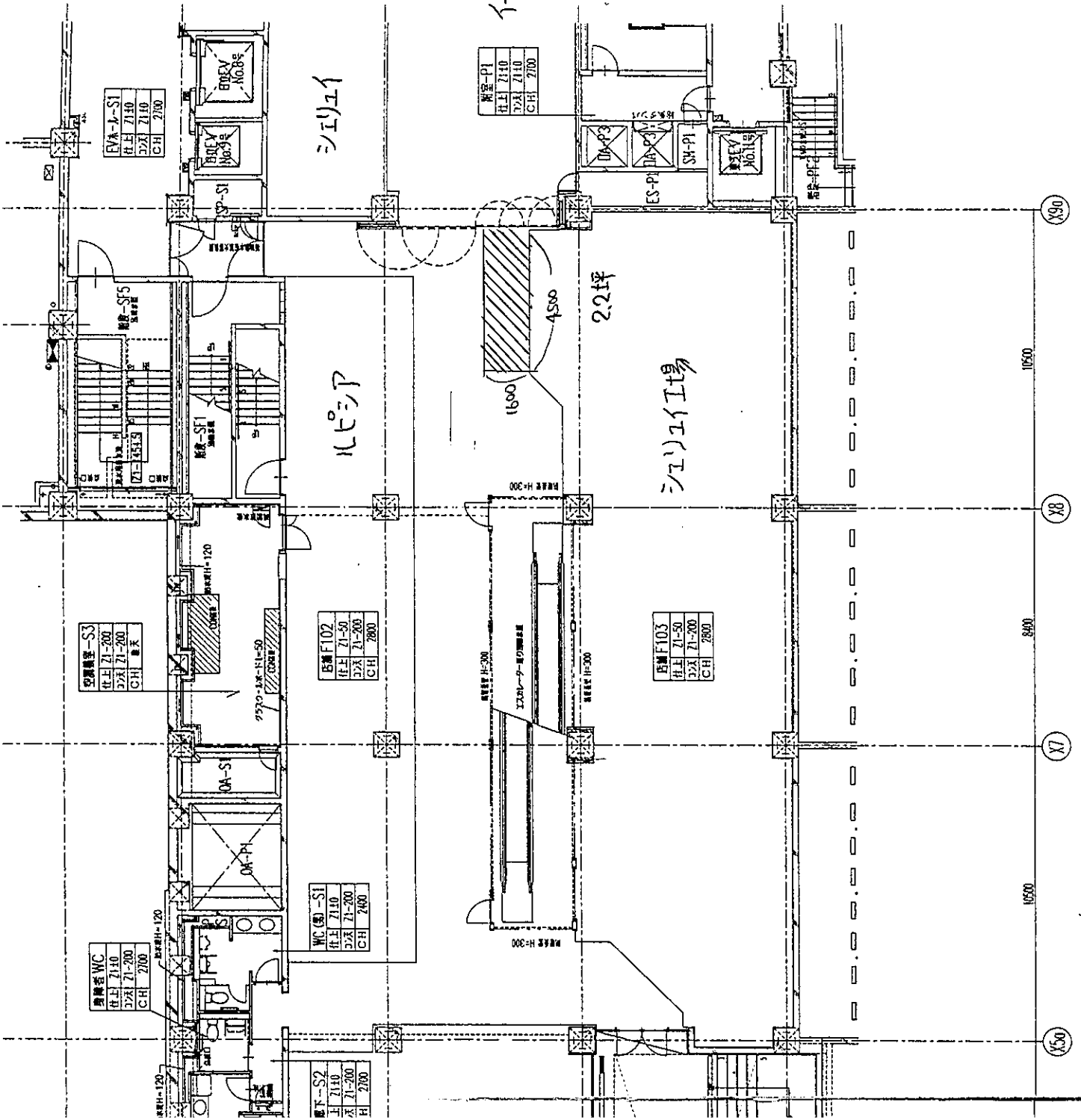
TEL：03-3461-5586

- ・ メール：ディセホームページの「お問い合わせ」フォームよりお問い合わせください

2F 吹き抜けスペース



ピ-147



催事出店者各位

催事出店 運用ルール

1. 入退館・搬入・搬出

- ・ 出退勤は2F 通用口よりおこない、入館時間・退館時間を記入する。館内では入館バッチを着用する。
- ・ 搬出入はB 1 駐車場搬入口よりおこなう。車高 2.8m、車長 6.0m、車幅 3.0m、総重量 2.0t 以下。駐車料金は 30分 300円 1日 2,000円。
- ・ 搬入車両がB 1 駐車場規格外の場合は1F 通用口前駐車スペースより搬入。駐車時間は30分以内。
- ・ 搬出入時間は8:00~11:00 または 20:00~22:00 におこなう。
- ・ 搬入日、搬出日にそれぞれ工事届出書を2週間までに提出する。

2. 売上金管理

- ・ お客様には、レシートに連絡先が明示されたものを必ず渡す。
- ・ 売上金は出店者が管理する。ディセでは預からない。
- ・ 釣り銭は出店者が準備する。ディセは必要に応じて設備管理室内の貴重品ボックスを貸与する。
- ・ 売上は売上日報へ記入し、日報袋に入れて2F 通用口の店舗管理室ボックスへ投函する。
- ・ 売上日の翌日午後、2F 通用口の催事ボックスより日報袋を受け取る。
- ・ 両替は1F 店舗管理室より入金室入口カードを借り受けて両替機を利用する。9:00~17:30
- ・ ディセ発行のお買物券(1000円・500円)を受領した場合は催事最終日に店舗管理室にて現金と交換。
- ・ 税込3,000円以上のお買上げのお客様へ1時間無料サービス券を必要に応じて渡す。300円/枚の負担

3. 営業

- ・ 返品・交換・クレームなどのお客様対応はすべて出店者でおこなう。
- ・ 営業終了後は区画内に人が立ち入らないようにして、商品に布等をかけて退館する。
- ・ 迷子・拾得物などお客様の問合せは1F 設備管理室(045-958-0615)へ連絡・ご案内する。

4. 安全管理

- ・ 催事スペース前の通路は幅員1.8m以上を確保する
- ・ 消火器の場所を確認すること
- ・ エスカレーター区画シャッターライン内に物品を置かない
- ・ 防火シャッターの降下障害とならない

5. 施設利用

- ・ 休憩場所：1階従業員禁煙休憩室・喫煙休憩室
- ・ トイレ：1F・3F 従業員・客用
- ・ ゴミ：ディセから貸与されたゴミ庫鍵を利用してB 1 ゴミ庫内「共用」カゴ車へ排出する

5. 緊急時連絡先

- ・ 店舗管理室：03-3461-5586
- ・ 設備管理室：03-3461-7581
- ・ 警備：090-4757-3948
- ・ 駐車場管理室：090-4755-4683

(出店者)

住 所 _____

電 話 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____ 印

出店者は、商品の品質・数量及び表示、イベントの表示等については関連法規を遵守し、適正にこれを実行するものとします。万一出店者がこれに違背し、エイムが損害を被った場合には、その損害を賠償するものとします。

出店者は催事営業に関する事故防止および管理上、必要とされる対策を自己の責任と費用負担において講じるものとします。また、催事営業から発生した事故およびクレーム等については、出店者はエイムに速やかに報告を行い、責任を持って解決に当たるものとなります。

販売・イベント業務を通じて知りえたお客様の個人情報については、法令等に基づき出店者の責任において厳重に管理し、出店者が予め定めた利用目的以外の目的には使用できないものとなります。

出店者は毎日の売り上げ実績を、売上日報にて正確に報告するものとします。報告もれ・不正行為などが発覚した場合には、エイムは出店者に対して、本確認書に基づく契約を解除できるものとなります。

出店者は自らが反社会的勢力等でないこと、およびこれらと関与等がないことをエイムに対して保証し、これに違反したときは本確認書は解除されることを承諾します。

出店者（従業員を含む）が、次のいずれかの禁止行為に該当した場合には、エイムは出店者との本確認書に基づく催事に関する契約（以下、「本契約」という。）を解除することが出来ます。

- (1) 出店者は本契約に基づく権利の行使または義務の履行を第三者に代行させてはなりません。
- (2) 出店者は第三者に対し、本契約に基づく権利義務の全部または一部を譲渡・転売・買入・その他担保等に供してはなりません。
- (3) 出店者は本確認書の内容を開催期間中または終了後にかかわらず第三者に漏えいしてはなりません。
- (4) 出店者は関連法令を遵守し、一切の違法行為をしてはなりません。
- (5) 虚偽の売上報告をしてはなりません。
- (6) エイムが定めるディセ管理規則に違反してはなりません。
- (7) その他、取引上の信頼関係を失墜させる行為をしてはなりません。

出店者は、開催期間終了時又は出店者の事情で催事販売を終了する時は、本催事場所に付加した設備・造作その他の所有物一切を自己の費用負担で撤去し、本催事場所を原状に復してエイムに明け渡すものとします。

出店者が、故意または過失により本確認書に違背する行為を行いエイムが損害を被った場合には、出店者はその賠償の責に任ずるものとなります。

出店者は、本催事場所の使用が上記1記載の催事ないし取扱品目の販売を目的とし、上記2記載の業務期間に限られた一時的なものにすぎないことを了承し、本催事場所の使用について借地借家法の適用がないことを確認します。

9. 催事の保証

10. 管理責任

11. 個人情報

12. 報告義務

13. 表明・保証

14. 禁止行為及び契約解除

15. 明け渡しと原状回復

16. 損害賠償

17. 催事場所の一時利用

弊社は、下記の条件を了解のうえ、代官山アドレス・ディセにおいて催事販売・イベントを行うことをお約束いたします。

記

1. 催事名・

取り扱い品目 _____

2. 開催期間

営業時間 _____

3. 催事場所

代官山アドレス・ディセ 2F 吹き抜けスペース 坪 _____

4. 出店料

売上歩合、売上金額の % (消費税別) _____

5. 経費負担

① 什 器 ② 消 耗 品 _____

6. 売上代金

出店者は、全ての商品・イベント売上を㈱エイムクリエイツ（以下、「エイム」という）に申告します。また精算端末に登録し顧客にレシートを発行するものとします。過不足が生じた時は出店者が差額を負担します。

7. 支払方法

当月分の出店料を翌月末までにエイムの指定する銀行口座へ振り込むことにより支払うものとする。振込手数料は出店者の負担とする。指定振込口座は以下の金融機関とします。

(振込銀行) 0009 三井住友銀行 245 丸の内支店 普通 6990494

不動産信託受託者 三井住友信託銀行 代官山アドレス口

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 三井住友信託銀行 代官山アドレス口

8. 指揮・監督

出店者が販売・イベント業務を行う催事場所若しくはその移動及び出店者の販売方法等については、エイムが出店者に対し指定若しくは指示をし、出店者は異議なくこれに従うものとなります。

(出店者) _____
住 所 _____
電 話 _____
法人名 _____
代表者氏名 _____ 印

催事販売・イベントに関する確認書

弊社は、下記の条件を了解のうえ、代官山アドレス・デイセにおいて催事販売・イベントを行うことをお約束いたします。

1. 催事名・
取り扱い品目 _____
2. 開催期間
営業時間 平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
代官山アドレス・デイセ 2F吹き抜けスペース 坪 _____
3. 催事場所
一日当たりの出店料 (消費税別) _____
4. 出店料
①什器 ②消耗品 _____
5. 経費負担
出店者は、全ての商品・イベント売上を働エイムクリエイツ (以下、「エイム」とい
う) に申告する。また精算期末に登録するものとし顧客にレシートを発行するものとし
ます。過不足が生じた時は出店者が差額を負担します。
6. 売上代金
開催期間の前日までにエイムの指定する銀行口座へ振り込むことにより支払うものと
する。振込手数料は出店者の負担とする。
指定振込口座は以下の金融機関とします。
(振込銀行) 0009 三井住友銀行 245 丸の内支店 普通 6990494
不動産信託受託者 三井住友信託銀行 代官山アドレス口
〒100-8388 東京都千代田区千代田 1-10-10 三井住友信託銀行 代官山支店
7. 支払方法
8. 指揮・監督
出店者が販売・イベント業務を行う催事場所若しくはその移動及び出店者の販売
方法等については、エイムが出店者に対し指定若しくは指示をし、出店者は異議無く
これに従うものとします。

9. 催事の保証

出店者は、商品の品質・数量及び表示、イベントの表示等については関連法規を遵守し、適正にこれを実行するものとします。万一出店者がこれに違背し、エイムが損害を被った場合には、その損害を賠償するものとします。

10. 管理責任

出店者は催事営業に関する事故防止および管理上、必要とされる対策を自己の責任と費用負担において講じるものとします。また、催事営業から発生した事故およびクレーム等については、出店者はエイムに速やかに報告を行い、責任を持って解決に当たるものとします。

11. 個人情報

販売・イベント業務を通じて知りえたお客様の個人情報については、法令等に基づき出店者の責任において厳重に管理し、出店者が予め定めた利用目的以外の目的には使用できないものとします。

12. 報告義務

出店者は毎日の売り上げ実績を、売上日報にて正確に報告するものとします。報告もれ・不正行為などが発覚した場合には、エイムは出店者に対して、本確認書に基づく契約を解除できるものとします。

13. 表明・保証

出店者は自らが反社会的勢力等でないこと、およびこれらと関与等がないことをエイムに対して保証し、これに違反したときは本確認書は解除されることを承諾します。

14. 禁止行為及び
契約解除

出店者 (従業員を含む) が、次のいずれかの禁止行為に該当した場合には、エイムは出店者との本確認書に基づく催事に関する契約 (以下、「本契約」という。) を解除することが出来ます。

- (1) 出店者は本契約に基づく権利の行使または義務の履行を第三者に代行させてはなりません。
- (2) 出店者は第三者に対し、本契約に基づく権利義務の全部または一部を譲渡・転売・買入・その他担保等にしてはなりません。
- (3) 出店者は本確認書の内容を開催期間中または終了後にかかわらず第三者に漏えいしてはなりません。
- (4) 出店者は関連法令を遵守し、一切の違法行為をしてはなりません。
- (5) 虚偽の売上報告をしてはなりません。
- (6) エイムが定めるディレクション管理規則に違反してはなりません。
- (7) その他、取引上の信頼関係を失墜させる行為をしてはなりません。

15. 明け渡しと
原状回復

出店者は、開催期間終了時又は出店者の事情で催事販売を終了する時は、本催事場所に付加した設備・造作その他の所有物一切を自己の費用負担で撤去し、本催事場所を原状に復してエイムに明け渡すものとします。

16. 損害賠償

出店者が、故意または過失により本確認書に違背する行為を行いエイムが損害を被った場合には、出店者はその賠償の責に任ずるものとします。

17. 催事場所の
一時利用

出店者は、本催事場所の使用が上記1記載の催事でないし取扱品目の販売を目的とし、上記2記載の業務期間に限られた一時的なものにすぎないことを承し、本催事場所の使用について借地借家法の適用がないことを確認します。